

番号	1
項目	まず、差別発言の全容を明らかにされたい。
(回答) 今回の職員による差別発言は到底看過できない極めて酷い内容であったため、市民への説明責任を果たす必要があるとの考えから、差別の拡散に留意しつつ、次のとおり可能な範囲で事案の概要等について公表しております。 このようなことから、本市としては、差別の拡散・助長につながる恐れがあるため、差別発言の詳細の公表は差し控えさせていただきます。 (事案の概要等) 令和6年3月18日以降、延べ3日にわたり、出張中の公用車内において、大阪港湾局の職員Aが職員Bとの会話の中で、同僚職員数名を指して、えたなどの部落差別を意図する賤称語を数十回以上にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷しました。 上司にあたる職員Bも、それらを指導する立場でありながら、さらに助長する部落差別発言を行っていました。 部落差別を意図する具体的な発言は、子どもが結婚するときはシビアになる、生まれ変わっても血は変わらない、皮をなめして暮らしている、部落地名総鑑で調べる、という趣旨の内容であり、長年にわたり差別に苦しんでこられた当事者の思いを一顧だにせず、人間の尊厳を著しく傷つける行為として、到底看過できない、極めて酷い内容でした。	
担当	大阪港湾局 総務部 総務課（人事・港湾再編） 電話：06-6615-7702 大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） 電話：06-6568-9023

番号	2
項目	大阪市はこれらの発言をどう受け止めているのか、お知らせ願いたい。 (回答) 大阪市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくため、大阪市人権行動推進計画に基づき、人権施策を積極的に進めているところです。 しかしながら、令和6年5月に発覚した本市職員による差別発言は、人間の尊厳を著しく貶めるものであり、また、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するものであり断じて許されるものではありません。 6月には、市長を本部長とする人権行政推進本部会議を開催し、本市各所属長に対し、職員は率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組むこと、所属長は人権侵害を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案を二度と発生させないとの強い決意のもと、全ての職場におけるガバナンスを一層強化し、迅速な対応を徹底すること等の訓示を述べたところです。 また、本市ホームページでのメッセージをはじめ、様々な機会を捉え、当該差別発言事象が、今なお差別に苦しんでおられる当事者の方々を傷つけるもの、また、長年にわたり部落差別の解消に力を尽くしてこられた方々のご苦勞・ご努力をないがしろにするものであるとして、市長からお詫びを申し上げてまいりました。 さらに、本事象の問題点を検証し、差別事象に対して、職員がより迅速に対応するため「差別事象対応マニュアル」の改正と周知徹底を図るとともに、外部有識者からのご意見などをふまえた人権問題研修を実施するなど、職員の人権意識の向上に向け、不断に取り組んでおります。 今後とも、大阪市は人権を侵害するいかなる行為も決して許さないという強い決意を持って、組織ガバナンスを一層強化し、差別のない人権が尊重される社会の実現に努めてまいります。
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06－6532－7631

番号	3
項目	「週刊ポスト」2024年7月19・26日号、広野真嗣氏の取材記事は間違いなのか、確認していただきたい。
(回答) 本市公表内容及び本市への取材によるもの以外の「週刊ポスト」取材記事が、どのような情報に基づいて記載されたものかについては、把握しておりません。 本市としては、差別の拡散・助長につながる恐れがあることから、差別発言の詳細の公表は差し控えさせていただいており、各報道機関に対しても、詳細な差別発言の資料を提供した事実はないため、記事の相違については確認しかねます。	
担当	大阪港湾局 総務部 総務課（人事・港湾再編） 電話：06-6615-7702 大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） 電話：06-6568-9023